

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第18号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p><u>第2条の2 条例第6条の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1)から(8)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>2 条例第6条第2号ア(ア) aの規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度</p> <p>(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条の<u>規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1)から(8)まで &lt;省略&gt;</p>

<p>(3) <u>知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p>	
<p>3 <u>条例第6条第2号ア(7) bの規則で定める障害の程度は、第1項第3号に規定する程度とする。</u></p>	
<p>(入居の申込み等)</p>	<p>(入居の申込み等)</p>
<p>第3条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第3条 &lt;省略&gt;</p>
<p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>	<p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>
<p>4 市長は、入居の申込みをした者が<u>前条第1項ただし書</u>に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>	<p>4 市長は、入居の申込みをした者が<u>前条ただし書</u>に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。